

平成 28 年 6 月 3 日

厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」への世田谷区の対応について

子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1．厚生労働大臣と市区町村長との緊急対策会議等（平成 28 年 4 月 18 日）

以下の 5 点を要望

自治体独自の認可外保育施設への支援

自治体が独自に取り組んでいる認証保育所・保育室等の認可外保育施設に対する財政支援（既存認可外施設の運営費及び新規認可外施設の整備費）をお願いしたい。

民間等の土地の活用

固定資産税の減免や、相続税の支払い猶予又は減免の優遇措置を設けるなど、民間の土地の供給促進と国有地賃料を半額程度（都と同程度）への軽減を図っていただきたい。

子育てしながらも仕事を続けられる柔軟な勤務形態の導入

育児休業の充実（期間延長や全額補償）、短時間勤務や在宅勤務、ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入など、国や民間事業者の取り組みを推進してもらいたい。

保育士の処遇改善

保育士の年収は公定価格算定で約 363 万円、世田谷区では独自加算により約 400 万円（平成 26 年度）、賃金構造基本統計調査（平成 26 年度）では、一般労働者の東京都平均は約 612 万円である。取り急ぎ、保育士処遇改善の交付金をいただきたい。

一時預かり事業（幼稚園型）について

私立幼稚園が安定的に実施でき、待機児童対策の一翼を担うことができるように、保育人材確保のための人件費に対応する補助単価の設定や、私学助成との併用を時限的に認めること等の補助事業の見直しを行っていただきたい。

規制の弾力化・人材確保等

1．保育園等への臨時的な受け入れ強化の推進

別添資料 1 参照

1.3．保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

別添資料 2 参照